

芦津実全と『日本宗教未来記』

藤田和敏

はじめに

明治元年（一八六八）の神仏分離令によって大打撃を蒙った天台宗は、同八年（一八七五）の神仏合同大教院廃止と教部省による「信教自由の口達」発令を契機として、天台宗大教院を発足させて近代的な宗務を開始した。明治一三年（一八八〇）には初めての議会である天台宗大會議を開催し、第一綱「学林を扶起して教行を翼張する事」、第二綱「宗務を改理して本末を維持する事」という教団としての基本方針を定めており、さらに同一五年（一八八二）には久邇宮朝彦親王を会長とする崇叡会を組織して荒廃した延暦寺堂塔伽藍の復興に着手したのである。しかし、制度改革を担当した浅草寺住職の唯我韶舜が宗内の紛争に巻き込まれたこと、大會議に対する末寺の不満が噴出したことなどに見られたように、明治一〇年代の宗務においては混乱が続いた。神仏分離令で運営基盤を掘り崩された天台宗にとって、教団組織の再編成という問題には解決できなかったのである。^①

そのような状況において、明治一〇年代末から布教活動に取り組み、教団の組織拡張に奮闘した人物が天台宗務庁（明治一三年に天台宗大教院より改称）職員の実全である。実全は、在家仏教者を中心に組織された仏教結社である明道協会の活動や、仏教新聞『明教新誌』の編集に携わったことで通仏教的な視野を獲得し、教理や修行について

ての新たな理論を編み出した。それは、明治三三年（一八九〇）出版の『真正哲学殺活自在論』で主張されたように、明治前期における臨済宗の高僧として知られた相国寺派管長荻野独園に参禅した経験を踏まえ、三觀を一心に融合させることを求める天台止觀よりも「洞山五位頌」によって段階的な觀心のあり方を説いた臨済禪を修行の方法として優位に見るものであった。このような独自の思想を手段として停滞する天台宗の活性化を試みたのである⁽²⁾。

本稿では、筆者が明らかにした右のような事実関係を前提に、明治一〇年代後半から同二〇年代前半における芦津実全の行動と思想を分析する。その際に、芦津が自らの実践と理論を踏まえ、当該期の天台宗や仏教界の改革をどのように展開すべきと考えたのかという点を特に注目して論じてみたい。

一 芦津実全の布教活動

1 明道協会と芦津実全

先述したように、芦津は明治一五年に東京で発足した明道協会に参加した。明治一七年（一八八四）三月に告示された明道協会本局役員の一覧では、副会長として鳥尾小弥太・山岡鉄太郎の二名、会計幹事三名、庶務幹事一六名、議員三三名が挙げられている。芦津には、東海玄虎とともに福田衆幹事という役職が与えられた⁽³⁾。明治一六（一八八三）年一月二二日の「明道協会福田衆規約」には、第一条に「仏道各宗僧侶にして本会に加盟するものを福田衆と称す」、第八条に「福田衆の内にて幹事三名を揀定して同衆の事務を綜理する事」とあり、僧侶は福田衆⁽⁴⁾という在家会員とは違った位置づけの集団に加えられたのである。福田衆のうち能力の優れた僧侶が任命された大導師には、当時の仏教界を代表する高僧であった釈雲照（真言宗）・唯我韶舜（天台宗）・福田行誠（浄土宗）・荻野独園（臨済宗）らが名を連ねており、各自の所属する宗派の教理に応じて戒師・講師・禪師の区別がなされていた⁽⁵⁾。なお唯我は、後述する

ように明道協会の活動を通じて芦津と関わりを持っていた。

明道協会の仮本局は東京湯島の臨濟宗麟祥院に置かれ、大導師らによる法筵（説法会）が実施された。明治一七年一月一九日には福田が『心地観経』と『十善法語』についての法筵を行っており、三〇〇余名が来場している。⁶⁾『心地観経』と『十善法語』は、『明道協会福田衆規約』第七条でそれぞれ「正依」・「法針」と定められており、協会の通仏教主義を象徴するものであった。

芦津は、『明教新誌』に「法話の説（明道協会法話）」と題する論説を寄稿しており、明道協会における法筵のあり方を次のように解説している。⁷⁾すなわち、法筵は講義・提唱・法話の三種類に分かれており、講義・提唱は大導師による経論・禅録の解説であり、法話は福田衆もしくは会員の在家仏教者が講義・提唱に基づいて行う討論質疑を指すとしたのである。大導師を模範として会員の理解力や弁論力を高めていくことが明道協会における法筵の目的であったことが分かる。また、「檀上に屹立して蕩々として弁論し其可否真假は聴者の定むるに一任するが如き」の演説と法筵は趣向を異にしているが、論者が「立相」ではなく「正坐」の状態で説く法筵も演説と称して不都合はないとも述べている。仏教界における演説の文化は、自由民権運動の隆盛に伴い明治一〇年前後から政談演説が盛んになったこと、同一四年以降にキリスト教の布教活動が活発になったことに伴って広がり始め、全国各所で「仏教演説」が実施されるようになった。⁸⁾そのような一般社会や仏教界の趨勢を明道協会も強く意識していたことがうかがえる。

四月に入り、芦津は副会長の鳥尾・庶務幹事の沢自適二とともに関西における明道協会の拠点を設けるため東京を出発した。⁹⁾三名は東海道の各所で法筵を実施しながら西下しており、京都では青蓮院に支会を置いて会員を組織することになった。¹⁰⁾さらに、会員であった和歌山県令松本鼎・和歌山区長長屋喜弥太の要請に応じて支会を設置するため、芦津は鳥尾・沢と別れて五月四日に和歌山へ赴いている。現地で松本・長屋らと協議を重ね、二〇日に和歌山城下の浄土宗海善寺において二〇〇〇余名の聴衆を集めて和歌山明道協会の開筵式を行った。¹¹⁾

このような幹部会員の活動により短期間で明道協会の支会は全国に広がった。一〇月の段階で、支会の設置場所は東北から関西までを範囲に三四カ所に及んだ（表1参照）⁽¹²⁾。四恩十善という世俗の倫理と繋げることができるが、前面に押し出した明道協会の運動は、廃仏毀釈を経た当該期の社会においても一定の支持を集めたと評価することができるが、福田衆となった各宗派の僧侶が協会の通仏教的な考え方を抵抗なく受け入れたわけではなかった。その状況は、『明教新誌』に掲載された明道協会会員の山田知春による論説「福田衆諸師に望む所あり」から知ることができる。すなわち山田は、「我福田衆は毎に因循姑息にして、中に勉強家もあれども進んで此協会の為に畢命を期として正法を興隆し邪教を防禦せんと精進せらるゝ師は甚だ稀れなり」、「又在家の吾々が報恩品や十善法語等の疑しき処を教師に就て之を質さんとするに、之を謝絶し、却て人を嘲弄する様に思ひなし、一向に教導するの念慮はなきが如し」と述べており、福田衆が不勉強で在家の会員を指導する能力がないことを厳しく指摘したのである。⁽¹³⁾明道協会のような新たな時代に対応しようとする仏教界の運動にとって障害となったのは因循な僧侶の意識であった。

表1 明道協会支会一覧

所在府県	名称
東京府	東京明道協会・芝明道協会
京都府	京都明道協会
大阪府	浪速協会
兵庫県	兵神明道協会・篠山明道協会・柏原明道協会・豊岡明道協会
滋賀県	滋賀明道協会
和歌山県	和歌山明道協会
三重県	松坂明道協会・志摩明道協会
愛知県	愛知明道協会・尾三明達(道)協会
静岡県	静波明道協会・可睡明道協会・興津明道協会
神奈川県	熱海明道協会
埼玉県	玉川明道協会
長野県	長野明道協会
秋田県	湯沢明道協会・亀田明道協会・新屋明道協会・手形明道協会・森岳明道協会・鷹巣明道協会・大曲明道協会・横手明道協会・大館明道協会・本荘明道協会・久保田明道協会・土崎明道協会・飛根明道協会
青森県	青森明道協会

2 島根県内での布教活動と布教総監・崇叡会大勸進就任

明治一八年（一八八五）七月に、芦津は「今度志ざす所あり」という理由で明道協会を辞し、『明教新誌』の編集事務に携わることになった。⁽¹⁴⁾ 拙稿で明らかにしたように、明治一四年（一八八一）から同一六年にかけて一四本の論説を掲載するなど、⁽¹⁵⁾ 明道協会での活動以前から『明教新誌』に芦津は深く関わっていた。

芦津は、『明教新誌』に明治一九年（一八八六）三月三十一日に死去した明道協会大導師唯我韶舜の評伝を寄稿した。⁽¹⁶⁾ 芦津は、唯我が出家得度を行った鰐淵寺と並ぶ島根県内の有力天台宗寺院である清水寺の根本堂修営落成慶讃式を行うために、唯我ならびに妙法院住職村田寂順と同地を訪れることになっていたが、その矢先の死去であった。唯我は明治一七年二月二四日の十善戒授戒会において導師を務めるなど明道協会での中心的な役割を果たしており、⁽¹⁷⁾ 芦津と密接な親交を結んでいたと思われる。⁽¹⁸⁾ また、当該期の天台宗を代表する宗政家であった村田も、京都明道協会の第一回法筵で『遺教経』の講義を行っており、⁽¹⁸⁾ 芦津とは協力し合う関係にあった。

芦津は清水寺訪問を機会に島根県内で活発な布教活動を行っており、その様子は『明教新誌』に連載された芦津の旅行記から知ることができる。⁽¹⁹⁾ 以下、旅行記の記述から足取りを追ってみたい。

四月二〇日に東京を発した芦津は、まず千葉県に立ち寄った後に、横浜港から海路神戸へ向かった。二九日に神戸港に到着し、岡山県を通過して五月二日に清水寺に到着している。この日は、根本堂修営に伴う遷仏会が催されており、出雲・伯耆・石見三国から四万余人の人々が訪れたために境内は非常に混雑しており、芦津は警官に依頼してようやく本坊にたどり着いた。慶讃式では村田とともに本尊開扉法要を二週間行う予定であり、その期間に仏教演説の実施を芦津は求められた。法要会期中の演説は、拝観者を対象にしたものであることから一般的な仏教の教理を論題とするものが多く、例示すれば「拔苦与楽の説」・「篤慈悲の説」・「三学説」・「涅槃経四句偈」・「仏魔二界弁」・「造化因縁二教の弁」などであった。五月一八日に結願供養会が行われ、演壇に上がった芦津は「天台一乘究竟終極の所談」

を論じている。

芦津は、清水寺では天台宗の僧侶としての立場で仏教演説を行ったが、慶讃式終了後は村田とともに鳥根県内を巡回し、芦津の個性が表れた論題で講演している。二〇日は能義郡安来村の天台宗乗相院に滞在して八〇〇余名の聴衆を前に「東洋宗教起原」を説いた。次に松江へ向かい、二六日から寺町の浄土宗東林寺で三日間演説している。その論題は、二六日「将来の宗教果して如何」、二七日「日本宗教進化論」、二八日「仏道の主眼」であり、二日目は鳥根県令箆手田安定を始めとする官吏も出席して聴衆は三〇〇〇余名に及び、三日目は「聴衆四千余名にて堂上堂下立錫の地も無きに至る」盛況であった。二九日には、村田らと元松江藩家老有沢家の山荘にある向月亭で箆手田の饗応を受けている。六月以降も、鳥根監獄所で既決囚徒のために四恩十善を説くなど各所で演説を行っており、それは和歌山に住む老母の病の報を受けた二二日まで続いた。

以上の旅行記の記述からは、明道協会の活動を通じて獲得された芦津の仏教教理に関する見識と弁論能力が高い評価を受けたことが分かる。また、鳥根県内の様々な場所で行ったことができたのは、村田が同行したことからうかがえるように天台宗の人脈に依拠するところが大きかった。拙稿で論じたとおり、鳥根県令の箆手田は滋賀県令を務めていた明治一五年に崇叡会の副会長に就任しており、延暦寺の堂塔伽藍修理に責任がある立場にいた。⁽²⁰⁾ 芦津の行動は、崇叡会の勧進活動と関係していたものと考えられる。

鳥根県巡回後の芦津は、九月に東京を發して東海道を西下し、愛知県妙嚴寺などで仏教演説を行った後に、一〇月一六日に延暦寺を訪れており、天台座主より本山布教課勤務ならびに西国^{九カ}中州布教総監を命じられた。⁽²¹⁾ さらに一八日には、京都御苑において久邇宮から崇叡会大勧進巡監に任命されている。天台宗当局は芦津の能力を活用して教線の維持拡大を図る方針を示したのである。

布教総監・崇叡会大勧進巡監就任後の芦津は、西日本を巡回して布教勧進活動に尽力した。すなわち、一〇月二八

日に大分県に赴き各所で講演を行った後に、明治二〇年一月からは福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県の各地を回り、六月には岡山県・鳥取県に移動して布教し続けた。その間に、福岡県では七宗協同の仏教演説会において崇叡会への喜捨を要請するとともに、県令の安場保和に面会して県下での巡回に便宜を図るよう求めるなど、行政機関と連繫しつつ宗派を超えた枠組みで勸進活動を展開したのである。

3 巡教の再開と『四明余霞』の創刊

明治二〇年七月に入り、巡教が長期にわたるので帰山するようにとの天台座主・久邇宮からの電報を受け、ようやく芦津は延暦寺に戻った。⁽²²⁾ 十四日から十六日まで京都・大阪・兵庫・岐阜・和歌山・滋賀・佐賀・熊本の二府六県に在住する天台宗の弁士を滋賀院に招集して仏教演説会・説教会が開催されており、芦津も布教総監の立場で臨場した。さらに自らの巡教経験に基づいた布教興学改良のための意見を座主と教団幹部に具申ししている。⁽²³⁾

天台宗務庁は、芦津の建言を踏まえて八月五日に次のような通達を發した。すなわち、「本宗の如きは高祖導利前人の嘉訓あるにも拘らず、輒近弊を承て弘法説示は之を鄙み、甚しきは度外視するの風習あり」、「吾か大法を挙て死後の冥福を図るに一任するか如きは頗る宗教の本旨を失する者と謂はざるを得」ないために、芦津に布教の監査を命じて各地を巡回させるので、各住職は布教の要領を体得して各所で開筵すべきであるとするものであった。また同日付で『明教新誌』の購読を勧める通達も出している。⁽²⁴⁾

芦津は、天台宗大学林・中学林の学科表・規則改正作業に携わった後に巡教を再開し、⁽²⁵⁾ 兵庫県・岡山県・鳥取県・島根県を歴訪して布教勸進と住職・徒弟への教育に努めた。⁽²⁶⁾ 一〇月に岡山を訪れた際には県下の様子を以下のように語っている。

(史料1)

此国（備前国、筆者註）は都て都鄙に拘はらず寺院の築造尤も宏麗にして、而して尤も能く廃壊せり、（中略）

創建以来嘗て説教せず、教師を聘して教筵を開くこともなく、檀戸ありと雖とも一も寺院の何たる、僧侶の如何なる職分なりしやを知らず、(中略)美作地方は津山を初めとして随分外教は侵入するも、台門の諸師の中には間々布教を怠り、恬として顧みざるは是れ如何なる旨意なるぞや、予輩は得て知るべからざるなり

芦津は、岡山の寺院は他地方に比べて規模が大きく華麗に造営されているが、同時に最も荒廃しており、その理由は創建以来布教活動を全く行っておらず、檀家が寺院や僧侶の何たるかを理解していないからである、美作地方はキリスト教が随分と流入しているが、それにも拘わらず天台宗の僧侶の中に布教を顧みない者がいることは理解できないと述べている。末寺住職の多くは居住する寺院の豪壮さを権威付けに利用するのみで、自ら努力する姿勢を見せなかったのである。

一二月二七日に、天台宗務庁は布教興学の更なる充実を図るために宗報『四明余霞』の創刊を宗内の全寺院に通達した。⁽²⁷⁾翌明治二十一年(一八八八)一月一七日には、芦津に対して本山文書課主務兼勤を命じる辞令が発せられており、『四明余霞』は芦津を編集長として一月より毎月発刊されることになった。⁽²⁸⁾『四明余霞』第一号は、本文三六頁、内容は政府や宗務庁の通達を載せた「公報」、論説欄である「法本」、宗内の情勢などを伝える「雑録」、高僧の評伝を紹介する「史伝」、漢詩欄である「詞藻」、仏教用語の解説である「問答」の六欄に分かれており、⁽²⁹⁾『明教新誌』の体裁を範とするものであった。

順調に開始された『四明余霞』の発刊であるが、第四号・第五号の法本欄に掲載された延暦寺行光坊住職清見淑栄の論説「東洋釈教の大政府」が物議を醸すことになった。清見が「真言・浄土・禅・日蓮等は其一分を守る者なり、譬へは地方一小政府の如し、台宗は中央大政府の如し」と、四宗兼学の天台宗における教学や修行の体系が他宗派よりも優れていると主張したことについて、⁽³⁰⁾「過劇なる宗教論」であると難詰する「読四明余霞」を「在東京」の藤村泰岡が『明教新誌』に寄稿したのである。⁽³¹⁾藤村は、筆者を芦津と誤認して「東洋釈教の大政府」の内容が「全く芦津

氏の持論」であり、「通仏法を首唱し宗派を混同」すると責任を追及したことから、芦津は「読誦四明余霞」という文章を『明教新誌』に連載して徹底した反論を行った。⁽³²⁾ すなわち、「誰か叡山を以て日本宗教の本府、各宗の総本家と称するに不同意異論を發する者あらんや」と天台宗の優位性を確認する一方で、「禪の向上なる遙かに常情に出て蓋天蓋地するの妙味は、実に吾か円教の醍醐も亦畜ならざるの味を發せんとす」としており、仏の境涯を超える禪の精神が天台円教における究極の部分に匹敵するという『真正哲学殺活自在論』で展開されることになる理論を打ち出したのである。『四明余霞』は、良くも悪くも芦津の個性を反映した方針で編集されていたといえる。

内容的に見て、『四明余霞』法本欄の論説の多くは芦津が執筆していたと思われる。例示すれば、『四明余霞』第九号の「仏道新説」は明治二二年八月の金沢西町公会堂における講演の記録であり、「表面に宗旨を立て裏面に哲学を説くは釈迦宗の主義とする所」、「一心三觀現前して一念三千の性体を悟るは謂ゆる純正哲学か進んで宗旨の部分に入る所」など、天台教学を始めとする仏教の教理が西洋哲学に比肩する実質を備えているという見解を示した。⁽³³⁾ 拙稿で示したとおり、芦津は仏教教理とカント・ヘーゲル哲学との関係性を論じた井上円了の議論に強い影響を受けていたのである。⁽³⁴⁾ また、『四明余霞』第八号の「寺院堂宇改良の一策」では、自らの巡教経験に基づき布教に相応しい寺院の構造について説いている。⁽³⁵⁾ 『四明余霞』の論説は、仏教界を近代社会に如何に順応させていくかという芦津の問題意識がうかがえるものになっていた。

二 『日本宗教未来記』の内容

1 各篇の概要

島根県内での講演論題や『四明余霞』の論説内容からうかがえたように、芦津は廃仏毀釈後の停滞する仏教界を独

自の方法で改革しようとする強い意欲を持っていた。それは、教理面では『真正哲学殺活自在論』で論じられた西洋哲学と仏教教理との比較や、天台止観よりも禅の修行法を優位とする思想に表現されたのであるが、寺院における構造上の問題点など仏教界の実態面から導き出されたものでもあった。以下の行論では、後者の議論を展開させている芦津の著書『日本宗教未来記』から具体的な論点を抽出してみたい。

『日本宗教未来記』は、明治二年（一八八九）三月二〇日に兵庫県神戸区在住の船井政太郎より発行されており、表2に見られるように三篇二八節の構成であった。販売の取扱所は天台宗務庁と比叡山教会所である。凡例では、三篇の題目を「過去記」・「現在記」・「未来記」とした理由について、中国唐代の仏教資料集『法苑珠林』にある「欲知過去因当觀現在果、欲知未来果当觀現在因」の文言に依拠して、日本仏教における過去・現在・未来の三世を因果の概念によって解き明かすことを意図したと述べている。

第一篇「過去記」では、古代から近世までの仏教の歴史を論じているが、第一節「仏法渡来総論并に第一異熟果」において本書における叙述の方法が更に詳しく解説されている。すなわち、「仏教の我国に東漸せしより今日に至るまでの略歴史を編纂せんに、大別して異熟・等流・増上の三果に分ち、三大変革となして之を解説すへし」とされており、日本仏教の歴史を三果（異熟果・等流果・増上果）に当てはめて洞察するとしたのである。

三果は、「明道協会福田衆規約」において「法針」と規定された近世中期の真言僧慈雲飲光の『十善法語』で重要な概念として用いられている。『十善法語』は、十善戒のそれぞれを一巻づつ取り上げていく全一二巻構成（不邪見戒のみは三巻分ある）であり、十善戒を護持して「人たる道を全」うする善因は善果を導き、犯戒の悪因を行えば三悪道に墮す悪果を招くという近世の封建道徳に対応した因果論を展開しているが、各巻の結論が三果によって説明されているのである。例えば、巻第二「不偷盜戒」では、偷盜によって三悪道に墮すことを異熟果、偶然人界に生じても貧窮することを等流果、五穀を植えても霜や雹の被害に遭うことを増上果としており、輪廻しても悪果から逃れ得

表2 『日本宗教未来記』の内容

編名		章名		頁
第1篇	過去記	第1節	仏法渡来総論并に第一異熟果	1~4
		第2節	第二異熟果及び南都仏法の起原	4~9
		第3節	平安定鼎後の仏法并に天台・真言二宗の起原	9~13
		第4節	保元平治後の仏法	13~15
		第5節	浄土宗・臨済・曹洞・真宗の起原	15~19
		第6節	鎌倉開幕後の仏法并に日蓮宗の起原	19~20
		第7節	建武中興後の仏法并に臨済宗の増上果	20~22
		第8節	徳川氏二百七十年間の仏法并に儒教の増上果	22~26
第2篇	現在記	第9節	維新後の仏法并に日本の国教	26~31
		第10節	印度哲学勃興の起原	31~35
		第11節	釈迦法の経に各宗の緯を織る事を論ず	35~37
		第12節	仏教改良説の起原	37~41
		第13節	改良急進説新規建宗を論ず	41~45
		第14節	改良漸進説旧法除弊を論ず	45~54
		第15節	精粹の教理を社会に異熟せしめるを論ず	54~56
		第16節	智力的の宗教に非されハ今の機に應せざるを論ず	56~60
		第17節	布教方法を改良する事并に説教演説改良論	60~64
		第18節	和訳の経典を出版するの急務を論ず	64~68
		第19節	一寺住職を試験するの要目を論ず	68~72
		第20節	諸宗の学風を一変するの綱領を弁す	72~79
		第21節	大講堂を建築し旧来の伽藍を維持する方法	79~84
		第22節	寺院堂宇を改造し并に仏像を安置する方法	84~89
		第23節	巡教師を派遣して各地を視察せしむるの要領	89~97
		第24節	僧侶の称号及び僧服僧髪改良の事	97~102
		第25節	五明を実施して社会の実益を起す事	102~115
第3篇	未来記	第26節	日本国教を拡張し社会の安寧を企図する事	115~118
		第27節	仏耶二教対照優劣論	118~128
		第28節	仏教の破立殺活二法を挙て耶蘇教の妄を弁す	128~132

ないことを示すために三果を用いている。⁽³⁶⁾ それに対して第一篇の叙述では、仏教が賛否の争いを経ながらも社会に受け入れられたことを異熟果、多くの祖師先徳の努力によって隆盛に向かったことを等流果、繁栄の結果として頽廢したことを増上果とされており、發生↓興隆↓衰退という歴史観を表現する方法として三果を位置づけた点で『十善法語』とは相違するものであった。

芦津にとって、「現在」＝明治期の前提となる近世の仏教は増上果の更なる果てに存在していた。すなわち、仏教各宗は江戸幕府によって大いに尊奉されるが、「徳川時代の僧侶の陰面は幕府麾下の予備隊たり、武家大名の提灯持たりと言ふも敢て不可なきなり」という状況になり、「徳川氏二百七十年間の仏教ハ、増上果を過ぎて滅亡に達せんとする」結果になったと述べているのである。

第二篇「現在記」では、維新の変動を経た明治期の社会の中で危機に瀕した仏教に「一大改良」を加えるための方法を示している。それは、第一二節「仏教改良説の起源」において「今の時世ハ過激に急進せり、(中略)新機軸を出す宗教を組織せん」とする急進的な改革を目指す甲説と、「今の仏教は薬毒含同して存する者なれハ、(中略)急に改良を加ふへからすとせり」とする漸進的な改良を求める乙説の二つに分けられている。

甲説は、第一三節「改良急進説新規建宗を論ず」で展開されており、仏教の本質を追究することが改革の主眼であると論じられた。すなわち、『法華経』『方便品』を引用して「一大事因縁とは仏心を明らむるを謂ふなり」と述べ、妄惑に蔽われない心の自由な働きこそが仏知見であることを強調するとともに、明道協会のように「四恩十善を綱維（綱カ）となし明心見性を目的となしたる」活動から根本の真理を見極めることが新機軸を打ち立てる手段だとしたのである。また、甲説のような「新規組立」の方法は「表面には難きに似て其実は甚た易かるへし」なのであり、安易に進めれば「自由黨員の落ち武者」や「学校教師の古手」などが奇怪な仏説を撒き散らして仏法を混乱させる危険性があることを指摘している。

乙説は、第一四節「改良漸進説旧法除弊を論ず」で説明されているが、その眼目は「宗制寺法の一大変革」なのであり、明治一七年の太政官布達第一九号で各宗派に編纂が命令された宗制寺法の内容を吟味し、教団仏教を改革することが掲げられた。この方法は、組織内での利害対立が発生するので「易きに似て却て難き」ものであるが、「断して之を行へハ鬼神も之を避く」と高い評価を与えている。さらに、人々の情感に訴える宗旨の部分と社会の知識を開導する哲学の部分兼ね備えた仏教はキリスト教よりも優れているのであり、その仏教を守る担い手は僧侶の他にないと断言した。そして、最澄撰とされる平安末期の仏教書『末法灯明記』の内容を紹介し、現在の僧侶は「金銀なきのみならず銅鈿も亦稀なり」と資質が低いのであるが、「鉛錫あれば亦以て無価の宝となして法城を護持せしむへし」と、あくまで僧侶こそが前面に出て社会と向き合わなければならないことを唱えたのである。

第一七節「布教方法を改良する事并に説教演説改良論」から第二四節「僧侶の称号及び僧服僧髪改良の事」までは教団仏教改革のための方法を示しているが、分析は次節に譲りたい。

第三篇「未来記」は、キリスト教への警戒感を強調する内容になっている。すなわち、第二六節「日本国教を拡張し社会の安寧を企図する事」で、前篇で論じられた方法を実践することにより「仏教は現今新良なる善種を下して異熟し、理論と實際と共に社会に應用して実益を起さハ、等流果の盛運に赴くは言ハすして知るべきなり」と仏教は異熟果から等流果に向かう可能性が高いが、「爰に仏者に注意を促すべきは耶蘇教なり」と仏教の発展にとつてキリスト教が障害になることが指摘された。そして結論の第二八節「仏教の破立殺活二法を挙て耶蘇教の妄を弁す」において、「破立二法」・「殺活二剣」を用いて一切の法を破し、森羅万象の当体が空であることを観ずる仏教に対して、キリスト教は自らの心の外に真理を求める誤りを犯しているのあり、日本人は協力してキリスト教を「海外に放逐して皇国の元気を恢復」しなければならないと論じたのである。芦津は、『真正哲学殺活自在論』と同様に天台止観と臨濟禪の有用性を強調し、それをキリスト教に対抗する最も優れた手段と評価して本書を締めくくっている。

2 教団仏教改革の具体的方法

第二篇における教団仏教改革の方法は八節にわたって論じられているが、その内容を簡略化すれば、①布教方法の改良、②和訳經典の出版、③住職僧侶試験法の実施、④諸宗学風の一変、⑤大講堂の設置、⑥寺院堂宇の改造、⑦巡教師の派遣、⑧称号と僧服の改革の八項目を立てることができる。以下、順を追って説明していきたい。

①布教方法の改良は、各宗派における布教の弊害を除くこと、仏教演説の体裁を釐正することの二要素に分けて説明されている。前者は、祖師の功德を称賛するために妊娠した母親が日輪を呑んだなどの神怪を捏造することは現代の人々が受け入れることではないので、正々堂々と宗旨を専説すべきであるとしている。後者は、一般社会において演説の指南書が出版されているが、演説を「活物」として行うには古今有力者の物真似をしても無意味であり、「務めて仏学の蘊奥を極め、普通学を通暢して、片言双句も熱血を壇上に吐て」従事しなければならぬと論じている。

前章で指摘したとおり、明治一〇年代には演説の文化が仏教界にも浸透し始めていた。尾崎行雄訳述の『公会演説法』を始めとして欧米の演説技術を紹介する多くの書籍が出版されたことに影響を受け、明治一五年には浄土真宗の僧侶加藤恵証が『仏教演説指南』を上梓している⁽³⁸⁾。この書物の中で加藤は演説法を一八章に分けて紹介しており、第六章「体容眼手足之働方」では「眼ハ中正二見張り」、「手ヲ動カサゞルヲ法トス」といった適切な体の使い方、第一〇章「滑稽之用方」では「説明方法ノ奇異ナルガ為メ二人ヲ楽シマシムル者ナリ」と諧謔の必要性を解説するなど、演説技術に特化した議論を展開している。そのような技巧を重視する風潮を芦津は否定し、仏教の本質を正面から捉えた精神性の高い布教を行うことの必要性を強調したのである。

②和訳經典の出版は、日本社会に仏教を「異熟」させるための基礎となるものであった。すなわち、キリスト教が日本において勢力を得ているのは「バイブル」によって教義の基本が確立されているからであり、仏教でも「世人に仏教の根源典令を知らしめんが為に」諸宗正依の經典を国訳して集成し『諸宗要経』と題して出版すべきとしている。

『諸宗要經』に所収する経典は、『心地観経』を始めとして『大日経』・『法華経』などが挙げられている。

③住職僧侶試験法の実施では、各宗派で実施されている試験が「兎角名ありて実少」ない無意味なものになっていくので、学識・説示・品行・志操・徳望・慈善・勉強・忍辱・苦行・檀興の一〇科について試験することを提言した。芦津は、「昼夜の分ちなく飲を好み酒に酔ひ倒るゝ」、「動すれば布教伝道を忘却し、普請奉行と葬式屋に出精して檀越に阿諛し信徒に諂曲する」住職が存在することを指摘し、「上の十科中一も其任に堪ざる者ハ速かに退職せしむへし」と無能な者は淘汰されるべきことを強調した。

④諸宗学風の一変では、宗派設立の学林で行われている宗学が「其學術を叩けは甚深又甚深なりと雖も、其応用を問へは駭婆頑爺をも済度すること能はず」と専門智に偏っていることを指摘し、「世間に仏学を応用する」ための普通学が重要であることを論じた。特に、欧米における諸学の発達が目覚ましいので英語を学ぶ必要性を唱えている。

⑤大講堂の設置とは、東京に全国の教務・学務を統轄する一大講堂を建立するというものである。具体的には、宗教上の万般を総轄する大講堂の内部に教務・学務・会計の三大局で構成される総務庁を設け、全国への定期巡教や宗学校・普通校での教育を行うとともに、国教審裁院を設置して道德の範疇に属する犯違の全てを僧俗を問わず懲戒し、徳義の基礎を確立するという壮大なものであった。さらには地方にも中小講堂を築造して、大講堂に則り布教教学を振起すべきことも論じている。

この講堂制度は、明らかに明治五年（一八七二）に新政府が開始した神仏合同大教院を中核とする教導職制度の模倣であるが、目的は地方寺院の保護に置かれていた。芦津は、岡山を巡教した際に見聞したような「近年諸宗共に衰頹せる寺院は兀々として山を推し阜を層ねたり」という「伽藍の立ち腐り」状況を抑止するために、中小講堂において仏教を振起させることで人民の信仰心を向上させ、その盛昌を以て個々の寺院の不完全さを補完しようと考えたのである。

⑥寺院堂宇の改善では、学術知識の進歩により「病氣平癒を祈禱札に求め、方崇攘除を密修力に頼む者は十中一二を留め難き」趨勢になるため、仏教の高尚なる真理を説法するのに相応しい構造に堂宇の建築を改めることを主張した。これも今後進むであろう寺院の廃壊に備えるための一つの方策として位置づけられている。

⑦巡教師の派遣では、布教に適した人材の枯渇とともに、本末の間柄を「君臣主従」のように捉えて「本山の命を伝える紹介者」・「祖師の使」である巡教師を設置していない本山があるために、末寺との関係が疎遠になっている問題が指摘されている。それに対してキリスト教では牧師を各地に派遣して教化に専任させているのであり、「身を上都繁華の地に置いて愉安の計をなさんとする」各宗派の巡教師は遠く及ばないと仏教側の現状を芦津は悲嘆した。その状況を改善するために、試験で選抜された巡教師が各地方の実況を観察して教義上の事務一切を弁理することなどを内容とする巡回規則の例を参考して提示している。

⑧称号と僧服の改革では、僧正・僧都・講義などの称号は宗規で規定されるもので国家の制度ではないので廃止しても差し支えはないこと、僧服については法用の際は直綴・七条袈裟、平時は折袈裟に統一すべきことを論じている。称号を廃止し僧服を統一させれば、表面的な階級ではなく学徳によって僧侶が世に出る契機になるとした。

以上のような芦津による八項目は、教団仏教改革の一つの方向性を示したものであり、巡教師の派遣などは各宗派でも受け入れることが可能な項目であるが、実現困難と思われるものが多い。芦津は、社会の進歩により民衆が知的に向上していくことを基本的に信頼しており、そのことが寺院堂宇を改善する提案に繋がった。また、明道協会の活動から通仏教的な考え方に親しんだことが大講堂の設置や僧服の統一によって仏教各宗派の大団団結を促そうとする考え方を導いたといえる。これらの項目はあまりに性急な改革案であるが、廃仏毀釈を経た仏教界の危機的状況を芦津なりに踏まえた議論であったことは留意されなければならない。大講堂の設置についても全国各地を奔走した経験に一応は裏付けられており、現状を打開していくためには極端とも思える方法を選択する必要があるという芦津の間

題意識が表われたと評価できる。

おわりに

本稿の内容を整理したい。芦津にとって四恩十善を基調とする通仏教主義により仏教の有益性を社会に広めようとした明道協会の活動に加わった経験は、その後の活動の基礎を形成するものであった。大導師である各宗派の高僧を模範として会員の能力向上を図った法筵に加わったことは、仏教に対する見識を高めるとともに、唯我のような指導的立場の僧侶と親交を深める格好の契機になったはずである。また、和歌山明道協会開筵式の主権に見られたような全国各地での巡教活動によって、実地で布教能力が磨かれていった。

天台宗当局は、そのような能力と実績に鑑み、芦津に本山布教課勤務ならびに崇叡会大勸進巡監を命じ、教団内の布教勸進活動を統轄させるといふ重責を担わせた。芦津はその期待に応えて西日本各地を巡教し、現地の行政機関と連携しながら延暦寺復興のための勸進の必要性を訴え続け、実績を重ねたのである。地方での巡教経験は、布教活動への熱心さを欠いた末寺住職の存在を芦津に強く認識させた。芦津は、布教興学の重要性を教団幹部に上申し、その結果として宗報『四明余霞』が刊行されることになった。芦津自身が編集に関わった仏教新聞『明教新誌』の構成を手本とする『四明余霞』は、教団近代化に向けての問題意識を宗派内に伝える媒介となったのである。

明治二二年に刊行された『日本宗教未来記』は、以上のような経験に基づいて芦津が練り上げた仏教界改革論であり、日本仏教の歴史を異熟果↓増上果の三段階で捉えるとともに、増上果を経て滅亡の危機に瀕した明治の仏教界を蘇らせる方法として、甲説Ⅱ「新規組立」、乙節Ⅱ「旧法除弊」の二つを建議するものであった。二つの方法論のうち、芦津がとりわけ重要視したのは教団仏教の変革を目指した乙説である。芦津は現状の仏教界における僧

侶の資質が低いことを嘆きながらも、教団に属する僧侶こそが仏教を守らなければならないことを強調した。そして、教導職制度に範を取った講堂制度の導入など八項目の提言を行ったのである。

芦津の提言には実現の可能性が低いものが多いが、それは停滞する仏教界の活性化を目指して敢えて大胆な発言を行ったと考えるべきであろう。そのような切迫した危機感をもって芦津は天台宗の布教活動を主導し続けたが、やがて大きな転機を迎えることになる。この後の芦津の足取りについては別稿を期したい。

註

- (1) 拙稿「明治前期天台宗宗務組織の形成」(『天台学报』六四、二〇二二年)。
- (2) 拙稿「芦津実全と『真正哲学殺活自在論』」(『禅学研究』九九、二〇二二年)。
- (3) 『明教新誌』一六四四号。
- (4) 『明教新誌』一六一六号。
- (5) 『明教新誌』一六四五号。
- (6) 『明教新誌』一六二三号。
- (7) 『明教新誌』一六三〇号。
- (8) 大濱徹也『明治キリスト教会史の研究』(吉川弘文館、一九七九年)、坂口満宏「一八八〇年代・仏教系の反キリスト教運動―排耶書の普及と結社・講談会活動―」(同志社大学人文科学研究所編『排耶論の研究』教文館、一九八九年)、兵藤裕己「明治のパフォーマンス―政治演説と芸能」
- (9) 『明教新誌』一六四四号・一六五四号。
- (10) 『明教新誌』一六六六号・一六九二号。三名は静岡県の三島宿や可睡斎に滞在して法筵を行っており、それを契機に協会の支会が設置されている。
- (11) 芦津実全「和歌山明道協会開設日誌」(『明教新誌』

(『岩波講座近代日本の文化史 四 感性の近代』岩波書店、二〇〇二年)、星野靖二「仏教を演説

する―明治一〇年代中葉における「仏教演説」の位相―」(同『近代日本の宗教概念 宗教者の言葉と近代』有志舎、二〇二二年)。星野は、仏教

演説が開始されたのは明治一三年頃であり、早い時期の事例として明治一四年九月三日に東京愛宕の青松寺で実施された諸宗派共同の仏教結社和敬会による仏教演説を指摘している。

- (16) 一六九七号・一六九九号)。
 (12) 『明教新誌』一七五〇号。
 (13) 『明教新誌』一七六〇号。
 (14) 『明教新誌』一八八二号。
 (15) 註(2) 前掲拙稿。
 (16) 芦津実全「大僧正唯我韶舜阿闍梨略伝」(『明教新誌』二〇一二号・二〇一三三号)。
 (17) 『明教新誌』一六三四号・一六三九号。
 (18) 京都明道協会第一回法筵は、明治一七年四月二八日に四条寺町の大雲院で実施された。村田の他に、浄土宗養鷗徹定・同柴田基範らが講義を行った(『明教新誌』一七〇二号)。村田の事跡については註(1) 前掲拙稿参照。なお、村田も鰐淵寺で出家得度している。
 (19) 芦津実全「山陽日誌」・同「山陰日誌」(『明教新誌』二〇四四号・二〇四六号・二〇四八号)・二〇五〇号・二〇五三号・二〇五六号)・二〇五八号・二〇六〇号)。
 (20) 註(1) 前掲拙稿。
 (21) 明治一九年九月以降の芦津による布教勸進行動は、芦津実全「循海日誌」(『明教新誌』二一〇三号)・二一〇六号・二一〇八号)・二一一一号・二一一四号) および『明教新誌』二一二六号・二一二七号・二一二八号・二二二二号に記録されている。
 (22) 『明教新誌』二二二二号。
 (23) 『明教新誌』二二三一号。
 (24) 『明教新誌』二二三六号。
 (25) 『明教新誌』二二三八号。
 (26) 明治二〇年八月以降の芦津による布教勸進行動は、『明教新誌』二二五四号・二二六七号・二二七三号・二二七九号・二二八五号・二二九一号・二二九五号・二二九六号に記録されている。
 (27) 『明教新誌』二三一二号。
 (28) 『明教新誌』二三一五号。
 (29) 『四明余霞』一号。
 (30) 『四明余霞』四号・五号。
 (31) 『明教新誌』二三六〇号・二三六一号。
 (32) 『明教新誌』二三六五号)・二三六七号・二三七二号・二三七三号)。
 (33) 『四明余霞』九号。
 (34) 註(2) 前掲拙稿。
 (35) 『四明余霞』八号。
 (36) 木南卓一編『十善法語并関聯法語・文献』(三密堂書店、一九八一年)。
 (37) 稲田雅洋『自由民権の文化史―新しい政治文化

(38)

の誕生』(筑摩書房、二〇〇〇年)。
 加藤恵証『仏教演説指南』(布部文海堂、一八八二年)。本書は星野が註(8)前掲論文で分析しており、加藤が和敬会の九州連合支会幹事であり演説の名手として知られていたこと、近世以来行われてきた「説教」が「頑愚老婆」でなければ聞くものでないと本書で批判的に捉えられたことなどを明らかにしている。